

私たちの身近な公共下水道!!

公共下水道への接続を町では、綾瀬川をはじめとした周辺水環境の水質保全と公衆衛生および住環境の向上を目的に公共下水道を整備しています。

公共下水道が使えるようになった区域のくみ取り便所は3年以内に水洗便所に改造する必要があります。また、し尿浄化槽をお使いの方についても、できるだけ早く浄化槽を廃止して公共下水道に接続することが必要となります。

公共下水道につなぐには公共下水道への接続工事は必ず町が指定した「指定工事店」に依頼してください。なお、排水設備工事に伴う費用は個人負担になります。

固定資産税について

新築住宅特例など住宅関係の固定資産税減額の延長について

新築住宅、長期優良住宅、バリアフリー改修または住宅の省エネ改修工事などを行った場合、固定資産税減額の特例があります。

詳しくは町ホームページをご覧ください。

http://www.town.saitama-
ina.jp

土地・家屋縦覧帳簿の縦覧

期間 4月1日(金)～5月31日(火)
土・日曜日、祝日は除く

時間 8時30分～17時15分

縦覧場所 税務課窓口

縦覧できる範囲 伊奈町に土地または家屋を所有する納税者および同一世帯の親族、または委任状を持参した方が、納税義務を負っている資産(土地である場合は土地、家屋である場合は家屋)に係る縦覧帳簿のみご覧いただけます。

必要なもの 印鑑および本人の確認ができる書類(免許証、健康保険証等)

費用 無料

固定資産課税台帳の閲覧

期間 4月1日(金)～(土・日曜日、祝日は除く)

時間 8時30分～17時15分

縦覧場所 税務課窓口

縦覧できる範囲 伊奈町に資産を有する納税義務者および同一世帯の親族、または委任状を持参した方は、その納税義務に係る固定資産。伊奈町内の土地を借り受けている方は該当する土地について、家を借り受けている方は該当

する土地および家屋についてご覧いただけます。

必要なもの 印鑑および本人の確認ができる書類(免許証、健康保険証等)

費用 無料

固定資産課税台帳の閲覧

期間 4月1日(金)～(土・日曜日、祝日は除く)

時間 8時30分～17時15分

縦覧場所 税務課窓口

縦覧できる範囲 伊奈町に資産を有する納税義務者および同一世帯の親族、または委任状を持参した方は、その納税義務に係る固定資産。伊奈町内の土地を借り受けている方は該当する土地について、家を借り受けている方は該当

する土地および家屋についてご覧いただけます。

必要なもの 印鑑および本人の確認ができる書類(免許証、健康保険証等)

費用 無料

固定資産課税台帳の閲覧

期間 4月1日(金)～(土・日曜日、祝日は除く)

時間 8時30分～17時15分

縦覧場所 税務課窓口

縦覧できる範囲 伊奈町に資産を有する納税義務者および同一世帯の親族、または委任状を持参した方は、その納税義務に係る固定資産。伊奈町内の土地を借り受けている方は該当する土地について、家を借り受けている方は該当

する土地および家屋についてご覧いただけます。

必要なもの 印鑑および本人の確認ができる書類(免許証、健康保険証等)

費用 無料

固定資産課税台帳の閲覧

借地、借家人の方は、賃貸借契約書や賃借料の領収書等事実を確認できるものの提示をお願いします。

費用 縦覧期間(4月1日～5月31日)に限り納税義務者は無料。それ以外の期間および借地、借家人の方は1件150円の手数料がかかります。

固定資産税路線価図の公開
期間 4月1日(金)～(土・日曜日、祝日は除く)

時間 8時30分～17時15分

縦覧場所 税務課窓口

費用 無料

税務課固定資産税係

国税専門官採用試験

受験資格 昭和57年4月2日～平成2年4月1日生まれの者

平成2年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの

(1) 大学を卒業した者および平成24年3月までに大学を卒業する見込みの者

(2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

試験の程度 大学卒業程度

受験申込期間 4月1日(金)～

14日(木)

4月14日までの通信日付印刷

有効

申込書提出先 希望する第1次試験地を所轄する国税局または国税事務所

試験日 第1次試験 6月12日(日)

第2次試験 7月19日(火)～26日(火)のいずれか1日(第1次試験合格通知書で指定する日)

試験地 第1次試験 高崎市

第2次試験 約850名(全国) 平成22年末現在のものであり、変動する場合もあります。

総合センターの指定管理者が変わりました

4月から、町総合センターの指定管理者がアイル・オーエングループ(代表アイル・コーポレーション(株)～さいたま市～)に変わりました。

従来から指定管理の対象となっていた総合センターの維持管理、老人福祉センター、コミュニティセンターの運営業務に加え、新たに児童館の運営も担当することになりました。これにより、児童館も祝日に開館することになりました。

また、老人福祉センター、コミュニティセンターの利用料金、開館時間等に変更はありません。休館日は各施設とも月曜日です。(ただし、月曜日が祝日に当たる場合は月曜日を閉館し、その翌日を休館とします。)

なお、保健センターは従来どおり土・日曜日が休館です。

☎ 総合センター ☎722 9111

総合センター朝市を開催します

JAあだち野四季彩館のご協力により、地元的新鲜野菜や特産品を取り揃えています。

日時 4月1日・8日・15日・22日・29日(毎週金曜日) 9時～12時
場所 総合センター西側エントランス

消防本部からのお知らせ

平成23年度危険物取扱者試験

試験日 5月8日(日)

試験会場 芝浦工業大学(さいたま市)

種類 全種類

申 書面申請の場合は、4月5日(火)~13日(水)までに(財)消防試験研究センター埼玉県支部へ願書を直接持参、郵送。

電子申請(インターネットからの受験申請)の場合は、左記の消防試験研究センターホームページをご覧ください。

http://www.shoubo-shiken.or.jp

受験案内および願書は、県内消防本部または消防試験研究センター埼玉県支部で配布します。

平成23年度危険物取扱者試験準備講習

講習日 4月28日(木)・29日(祝)

場所 県民活動総合センター

種類 乙種4類

申 4月20日(水)までに消防本部 ☎722 81111(土・日曜日を除く)

危険物取扱者・消防設備士免状をお持ちの皆様へ

危険物取扱者免状と消防設備士免状に貼ってある写真

10年に1回貼り替えが必要と

なりますので、現在お持ちの免状の期限をお確かめください。

なお、書換え手続きが必要な場合は、申請書を消防本部(署)で配布しています。

消防本部 ☎722 8111

平成23年度第一次求人企業合同面接会

日時 4月13日(水)13時~16時

(受付12時~15時30分)

場所 大宮ソニックシティビル4階市民ホール

対象 平成24年3月大学・短大・専門学校を卒業見込みの方(1~3年以内程度の既卒者も参加可)

その他 予約不要。入退場自由。履歴書複数持参。

埼玉県雇用対策協議会 ☎647 4185

埼玉弁護士会

遺言の日記念相談

日時 4月15日(金)13時~16時

(受付15時30分まで)

場所 埼玉弁護士会館(さいたま市浦和区高砂4-7-20)

相談内容 遺言および相続に関する法律相談

料金無料、事前申込不要。埼玉弁護士会法律相談センター ☎710 5666

平成23年度 介護保険料額のお知らせ

福祉課介護保険管理係

平成23年度の介護保険料額

(単位：円)

65歳以上の方の平成23年度介護保険料額は右表のとおりです。

納め方と通知の時期

すでに年金からの天引きが始まっている方

4月、6月の年金からも2月の年金天引額と同額の保険料が天引きされます。

特別徴収開始通知書が届いた方

お知らせした額で、4月または6月の年金から天引きが開始されます。

上記以外の方

7月に納入通知書を送付します。納期は7月末から来年2月末までの各月(8回)となります。また、年度途中に65歳に到達した方や町外から転入して来た方には、7月以降、随時、納入通知書を送付します。

(注意) との方にも7月に介護保険料額決定通知を送付しますので、再度保険料額の確認をお願いします。

所得段階	対象となる方	基準額に対する割合	年額
第1段階	生活保護受給者および老齢福祉年金受給者であって世帯員全員が市町村民税非課税の方	0.5	21,700
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.5	21,700
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	0.75	32,600
特例 第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.91	39,500
第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1.0	43,500
第5段階	本人市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	1.08	46,900
第6段階	本人市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	1.25	54,300
第7段階	本人市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方	1.5	65,200

平成21年度から、介護従事者の処遇を改善するために介護サービス費用が改定されています。この改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑えるために、国が「介護従事者処遇改善臨時特例交付金」として一部を負担し、被保険者の負担が軽減されています。